

令和6年7月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年7月4日（木）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が7月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

9番 野上 政憲 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

農林振興課

付議議案

- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第32号 非農地証明願いについて
- 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第34号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第36号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いいたします。

議長 まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席9番 野上 政憲委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号3番 藤澤 奈美江委員と、議席番号4番 二村 啓二委員に議事録署名をお願いいたします。
それでは議案に入ります。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 7 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 944 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 2、(畑) 314 m² については、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

竹 尾 私竹尾より、後藤委員、事務局、担当推進委員さんと一緒に 6 月 26 日に実施しました、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、水稻が作付けされています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある 1 筆の畠で、草刈りにより管理されているほか柿などが植えられています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いいたします。第 14 地区 赤峰推進委員さん、お願いします。

赤 峰 第 14 地区、推進委員の赤峰です。

推進委員 番号 1 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、すでに譲受人により水稻が作付けされています。今後も水稻の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 13 地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第 13 地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある 1 筆の畠で、草刈りにより管理されており、柿などの果樹類が数本植えられています。今後は菜園として利用とのことで、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 これで質疑を終わります。これより議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和6年7月4日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 23 m² 外1筆、合計 205 m² について、所有権を移転して自己の駐車場として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

後 藤 私後藤より、6月26日に実施しました、議案第31号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については、3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いいたします。第6地区、伊藤推進委員さん、お願いします。

伊 藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲は住宅の建設が進んでおり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第32号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第32号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 125m² の土地については、昭和10年より住宅が建築され宅地として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号2、(田) 334m² の土地については、昭和58年12月21日に農地法第5条の転用許可を受け、雑種地として利用されている土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化されたが、地目変更が未登記の土地となります。

番号3、(田) 49m² の土地については、昭和25年頃より住宅の庭として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号4、(畑) 7.18m² の土地については、平成14年に車庫を建設し、利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号5、(田) 357m² の土地については、昭和49年より住宅及び倉庫が建築され宅地として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号6、(畑) 124m² の土地については、昭和53年月日不詳より住宅を建築し宅地として利用している土地になります。チェックリストについ

ては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 7、(畝) 1, 041 m² の土地については、平成 15 年頃より耕作しておらず竹林、雑木等が生い茂り、山林・原野化した土地になります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

申請地は次の 10~12 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 7 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 64 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 32 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 13 ページとなります。

議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 7 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第6号）「令和6年7月4日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和6年6月末までに申し出がありました臼杵市全域の集積表であります。

中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、4,982 m² 8筆、畠については、1,669 m² 2筆、合計面積は6,651 m² 10筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が3名に対して、借り手も3名となります。各筆明細につきましては、3~4ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和6年7月4日公告予定の農用地利用集積計画（第6号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第33号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第34号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次長 14ページをご覧ください。

議案第34号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 みなさん、おはようございます。農林振興課の大津です。別冊の「農用地利用集積等促進計画案」について説明させていただきます。
主 幹 1ページをご覧ください。

畠2筆、2969m²を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

畠5筆、12,172m²を貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

田1筆、1,501m²を貸し付けするものです。農用地の所在は6ページに掲載していますのでご覧ください。

畠4筆、1,949m²を貸し付けするものです。農用地の所在は8ページに掲載していますのでご覧ください。

畠2筆、1,655m²を貸し付けするものです。農用地の所在は10ページに掲載していますのでご覧ください。

畠2筆、5,227m²を貸し付けしるものです。農用地の所在は12ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第34号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 15ページをご覧ください。

議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和6年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

本議案につきましても、主管課が農林振興課になりますので、内容詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大津 引き続き、議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。

主幹 箇所番号1についてですが、農振除外後は、宅地分譲地として利用する計画となっております。転用者は営む事業の中で、宅地分譲地を探していました。利便性がよく、分譲に適した一団の土地が見つかったため、当該地を選定したものです。

箇所番号2についてですが、農振除外後は、一般住宅として利用する計画となっております。転用者は、子どもが育ってきて住居が手狭に感じており、住居を新築する場所を探していました。変更申出地は実家に近く、両親から子育てのサポートが受けやすいことから当該地が最適と考え、選定したものです。

箇所番号3についてですが、農振除外後は、住宅型有料老人ホームとして利用する計画となっております。転用者は介護事業を営んでいますが、有料老人ホームを建設する場所を探していました。変更申出地は、市外からの親族が訪れやすく、生活環境がよいというところから当該地が最適と考え、選定したものです。

箇所番号4についてですが、農振除外後は、残土処理場として利用する計画となっております。転用者は土木建設業を営んでいます。今回、臼杵の採掘現場から出る残土を受け入れられる場所を探していましたが、今回の申出地以外に条件に合う場所がなかなか見つからず、当該地を選定したものです。

箇所番号5についてですが、農振除外後は、緑地として利用する計画となっております。転用者は醸造業を営んでおり、今回、工場を増設することになったのですが、工場立地法により緑地が必要となり、今回工場に隣接する当該地を選定したものです。

以上、農業振興地域整備計画の変更5件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

第2地区、木梨推進委員さん、お願いします。

木梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 6月21日に現地調査を実施しました。箇所1番につきましては、申請地の登記地目は田であります。現在は休耕地です。転用者は宅地分譲地として利用するということですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、周りに耕作されている農地もないことから、除外しても近隣の農地への影響は最小限と考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないと考えます。

続きまして、箇所番号2につきましては、申請地の登記地目は畠であります。現在は休耕地です。転用者は一般住宅として利用するということですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、周りに耕作されている農地もないことから、除外しても近隣の農地への影響は最小限と考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。

議長 続きまして、第3地区、足立推進委員さん、お願いします。

足 立 最適化推進委員の足立です。

推進委員 箇所番号 3 についてですが、6月21日に現地調査を実施いたしました。申請地の登記地目は田であります、現在は休耕地となっております。転用者は、住宅型有料老人ホームとして利用するということですが、申請地の周りに耕作している農地ではなく、除外しても近隣農地への影響は最小限だと考えられます。以上のことから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。

議 長 続きまして、第10地区、吉田推進委員さん、お願いします。

吉 田 第10地区、推進委員の吉田です。

推進委員 箇所番号 4 についてですが、6月24日に現地調査を実施しました。申請地の登記地目は田、畠、原野であります、現在は休耕地となっております。転用者は残土処理場として利用することですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、周りに耕作している農地もなく、除外しても近隣農地への影響は最小限だと考えられます。以上のことから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。

議 長 続きまして、第8地区、佐藤推進委員さん、お願いします。

佐藤政 第8地区の佐藤です。

推進委員 箇所番号 5 についてですが、6月24日に現地調査を実施しました。申請地の登記地目は田であります、現在は休耕中です。転用者は緑地として利用することですが、申請地は集団的に利用されている農地ではなく、転用後は草刈りをする程度で利用状況も現在と変わらないことから、除外しても近隣農地への影響は最小限だと考えられます。以上のことから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。箇所番号 4 ですが、残土処理場が完成したあとの図面はありますか。

委 員

議 長 事務局、お願いします。

大 津 書類の中では提出をしていただいております。

主 幹

赤 嶺 周辺地域よりも高くなりますか。

委 員

大 津 概ね、今の写真で説明しますと、右側が一番高いところになるのですが、そこと同じくらいになるということです。

主 幹 今はすべて谷になっています。

赤 嶺 排水によって、周辺に今まで無かった被害がおよぶということはないですか。

委 員

大 津 計画としては、当然、水路を設けることになっておりまして、写真で説明しますと、左下の県道よりも少し右手側に調整池を設けることになります。こちらで急な雨や普段の排水などについては、県道や周りに流出しないような対策を講じるということになっております。

赤 嶺 それは将来の管理や、災害防止の観点からの監視はどうなっていますか。

委 員

大 津 今回、許可が当然必要となっています。市の中でいきますと、開発会議や土地利用対策委員会など、市の中で見れる法令関係で見たところ、
主 幹 その中では特段ダメだということはございません。その他が、県になりますと大分県土砂等堆積行為の規制に関する条例で、土砂を埋め上げて
いくことについて、周りに影響がないようにですとか、防止をするなど、そもそも持ち込む土についての検査などについても義務付けられて
おります。この点につきましても、担当が大分県中部保健所になるのですが、そちらに出向きましてこの案件をすでに相談しているのですが、
事業計画者からも常に保健所のほうには相談があつているということで、この案件に関しては、土砂等堆積行為の規制に関する条例には引っ掛
かる部分はないということでお話しさせていただいております。

赤 嶺 保健所の結論はどう出していますか。
委 員

大 津 この案件でいけば大丈夫だろうということはいただいております。ただ、届出自体はまだこれからになります。
主 幹

赤 嶺 これから届出ですか。
委 員

大 津 はい。
主 幹

赤 嶺 これから届出で、許可は先にするのですか。
委 員

大 津 そうですね。こちらの土砂堆積条例からいくと、届出をする際に農業振興地域から除外されたのであればその証明が必要ということになります。

主幹 すので。

赤嶺 いいんですか。手順が逆なのではないですか。

委員 保健所がOKとした上で、除外するというのなら分かるのですが、保健所に提出する書類のためにこちらが必要になるので、除外を先にしてください。という手順ですよね。

大津 こちらとしても除外するにあたって見込みがないものというのは、書類を受け付けるということはしておりませんので、大分県中部振興局にもこの案件について相談をしておりまして、その中でどうやって手続きを進めていけばいいのかというのは協議しながら進めてきているところでありますので、その中で法に則って進めているわけですが。

赤嶺 よくわかりません。

委員

議長 休憩します。

- 休憩 -

議長 再開します。

- 再開 -

議長 事務局の説明の中で、赤嶺委員さん、意見をお願いします。

赤 嶺 そうなると、今回は保留ということでいいのでしょうか。

委 員

亀 井 保留ということではなくて、農振除外を地権者が求めている。それが農振除外に対して何らかの不都合が無ければ農振除外をする分には差し支えないのではないのでしょうか。

赤 嶺 今、事務局の話では、他法令と並行して話を進めて許可になるのは当日付けでなるという話でしたよね。

委 員

亀 井 それは農地転用です。農振除外をした上で、農地転用というものをまた諮る。

委 員

赤 嶺 他法令に照らして、他の申請があれば、その申請日と同日の許可日になるという話でしたよね。

委 員

議 長 農振除外と転用がどうなるのか、説明してください。

首 藤 先ほど、他法令とのということでしたが、これは農地転用になります。転用ですので、所有権移転、あとは農地を農地以外のものにしてもよいかという最終的な許可になるのですが、それに関しては林地開発や開発行為というものと同時になります。農振除外と農地法の転用許可という関係で言いますと、これはまず農用地区域からの除外がまず先となります。除外ができていないと、農業用施設や一時使用という利用以外のものについては、農地転用できないとなっておりますので、農地法と農振法の関係からいくと、まず農振法の除外ができないとダメだということになります。これに関しては同時ではなく、農振法からまず先に処理ができていない限りいけないという案件になります。

議長 今の事務局の説明の中で、農振除外後に農地転用の判断になるということでいいのでしょうか。

首藤 はい。

主幹

議長 そういう答弁ですが、赤嶺委員さん、よろしいでしょうか。

赤嶺 はい。わかりました。

委員

議長 今、議論していただいた農振除外と、農振転用は別という形の中ですので、農振除外という申請についての判断をしたいと思います。
他に何かございませんか。

二村 はい。農地の一覧で、「大字武山」とありますが、前の図面と「大字武山」はどのような関係があるのでしょうか。
委員 図面の中に「大字武山」はないのではないかと思うのですが。

議長 地域の大字が違うと言っているのですね。

大津 大字は中臼杵と武山の両方あります。
主幹

二村 大字武山というと、私たちが知っている武山というのは広原より向こうのことだと思ったので、この中に武山がないのではないかと判断した
委員 のですが、番地があるのならいいです。

議 長 事務局、大字中臼杵から大字武山に一部変わっていますが、これは字図上で確認したのですね。

大 津 はい。

主 幹

議 長 武山が県道を挟んで上側にあるのか、ないのか、もしかして広原の方だったという話ではないですよね。そこは今確認してください。

大 津 確かに武山はあります。（図面を指しながら説明）

主 幹

議 長 はい。二村委員さん、図面上で言ったように、県道のすぐ上が大字境で、ここまで武山が入っているそうです。

二 村 わかりました。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第36号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について、事務局より説明をお願いします。

次長 16ページとなります。

議案第36号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、白杵市農地利用最適化推進委員を別紙のとおり委嘱してよいか提案する。

令和6年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別紙の白杵市農地利用最適化推進委員名簿（案）になります。

第4地区 佐志生地区の佐志生、梅田 忠邦さんです。任期については農業委員会に関する法律第20条第1項により「委員の任期満了の日」までとなっていることから、今期委嘱された前任者の残任期間（議決日より令和8年12月31日まで）となります。

本件については、第4地区の農地利用最適化推進委員の辞任に伴い、募集を行った結果、地区自治会からの推薦により申し込みがされたもので、申し込みは梅田さん1人でありました。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第36号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱（案）については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。